



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和7年3月14日金曜日 第592号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則.....（会計課）... 137

告 示

- 公平委員会の事務の委託.....（市町振興課）... 138
- 救急病院の協力申出.....（医療対策課）... 138
- 地籍調査事業計画の公表.....（農政課）... 138
- 都市計画事業の事業計画の変更認可.....（都市整備課）... 138
- 建築基準法第6条第1項第4号の規定に基く区域の廃止.....（建築住宅課）... 139
- 指定障害福祉サービス事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）... 139
- 指定障害福祉サービス事業の廃止.....（ " ）... 139
- 土地改良区の定款変更の認可.....（南予地方局農村整備課）... 140
- 医師の指定.....（福祉総合支援センター）... 140
- 指定医師の辞退の届出.....（ " ）... 140

公 告

技能検定の合格者.....（労政雇用課）... 140

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....（監査事務局）... 148

教育委員会公告

令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（前期選考試験）の実施について.....（高校教育課）... 153

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則.....（警察本部警務課）... 154

選挙管理委員会告示

- 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）... 155
- 政治団体の設立の届出.....（ " ）... 155
- 政治団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）... 156
- 政治団体の解散の届出.....（ " ）... 156
- 資金管理団体でなくなった旨の届出.....（ " ）... 156

規 則

○愛媛県規則第3号

愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（一般競争入札の公告）</p> <p>第3条 特例政令第6条の公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日</p>	<p>（一般競争入札の公告）</p> <p>第3条 特例政令第6条の公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日（特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約のうち、最初の契約に係る特例政令第6条の公告において当該契約以外の契約に係る同条の公告を入札期日の前日</p>

前に県報により
しなければならない。ただし、急を要する場合は、その期間を10
日までに短縮することができる。

2・3 省略

から起算して少なくとも24日前にする旨を規定した場合における
当該契約に係る一般競争入札にあっては、24日)前に県報により
しなければならない。ただし、急を要する場合は、その期間を10
日までに短縮することができる。

2・3 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第173号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同
法第252条の14第1項の規定により、次のように規約を定め、南予
水道企業団の事務の委託を受けた。

令和7年3月14日

愛媛県知事 中村時広

南予水道企業団と愛媛県との間の公平委員会の事務の委託に
関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定
により、南予水道企業団（以下「甲」という。）は、法に基づき
その権限に属せしめられた公平委員会の事務を愛媛県（以下「乙」
という。）に委託する。

（経費）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」
という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。
ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他の必要な事項）

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必
要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県告示第174号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）
第1条第1項の規定による救急病院である。

令和7年3月14日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
循環器科林病院	新居浜市中西町6番46号	医療法人健全会	令和10年 3月4日 まで

○愛媛県告示第175号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定す
る令和6年度の事業計画を、令和7年3月14日次のとおり定めた。

令和7年3月14日

愛媛県知事 中村時広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘 要
	福見川地区 太山寺地区	令和8年3月31日まで "	地籍調査 "

松山市	菅沢地区及び神次郎地区の一部 安城寺地区（北部）	" "	" "
今治市	泉川町1丁目等3単位区域	令和7年3月31日まで	地籍調査
	泉川町2丁目等3単位区域	"	"
	小泉5丁目等1単位区域	"	"（概況調査）
	南宝来町1丁目等1単位区域	令和8年3月31日まで	地籍調査（概況調査含む）
宇和島市	片山4丁目等1単位区域	"	地籍調査
	常盤町4丁目等3単位区域	"	"（概況調査含む）
	下畑地の第15 高串の第14 上畑地の第2 住吉町1丁目等4単位区域	令和8年3月31日まで " " "	地籍調査 " " "
	八幡浜市	産業通・古町二丁目	令和8年3月31日まで
新居浜市	田所町、繁本町、宮西町	令和8年3月31日まで	地籍調査
	成の一部	"	"
	竹ヶ市の一部、大野の一部	"	"
	徳常町	"	"
	若水町一丁目、若水町二丁目 大野の一部 横道の一部、瓜生野の一部	" " "	" " "
大洲市	宇津第10計画区 菅田第10計画区 宇津第11計画区 菅田第11計画区	令和8年3月31日まで " " "	地籍調査 " " "

○愛媛県告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業砒部公共下水道（砒部町施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

令和7年3月14日

愛媛県知事 中村時広

- 事業施行期間
平成17年11月18日から
令和13年3月31日まで
- 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

○愛媛県告示第177号

次に掲げる告示は、令和7年3月31日限り廃止する。
令和7年3月14日

愛媛県知事 中村時広

- (1) 建築基準法第6条第1項第4号の規定に基づく区域（昭和25年12月愛媛県告示第546号）
- (2) 建築基準法第6条第1項第4号の規定に基づく区域（昭和25年12月愛媛県告示第585号）
- (3) 建築基準法第6条第1項第4号の規定に基づく区域（昭和26年3月愛媛県告示第135号）
- (4) 建築基準法第6条第1項第4号の規定に基づく区域（昭和26年3

月愛媛県告示第161号）

- (5) 建築基準法第6条第1項第4号の規定に基づく区域（昭和26年7月愛媛県告示第384号）
- (6) 建築基準法第6条第1項第4号の規定に基づく区域（昭和26年9月愛媛県告示第473号）
- (7) 建築基準法第6条第1項第4号の規定に基づく区域（昭和27年3月愛媛県告示第112号）
- (8) 建築基準法第6条第1項第4号の規定に基づく区域（昭和28年4月愛媛県告示第316号）
- (9) 建築基準法第6条第1項第4号の規定に基づく区域（昭和28年8月愛媛県告示第556号）

○愛媛県告示第178号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和7年3月14日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指定期日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3820500852	株式会社 YOU	新居浜市久保田町3丁目2-20	塩出恭平	グループホーム	グループホーム 華みづき	新居浜市船木4734-3	令和7年2月1日
3810500961	株式会社 with	新居浜市東雲町三丁目1番50号	日野幸子	居宅介護	ケアサポート ウイズ	新居浜市東雲町三丁目1番50号	令和7年2月1日
3810500961	株式会社 with	新居浜市東雲町三丁目1番50号	日野幸子	行動援護	ケアサポート ウイズ	新居浜市東雲町三丁目1番50号	令和7年2月1日
3810500961	株式会社 with	新居浜市東雲町三丁目1番50号	日野幸子	同行援護	ケアサポート ウイズ	新居浜市東雲町三丁目1番50号	令和7年2月1日
3820200982	株式会社 さいみょう	今治市鯉池町1丁目1番33号	越智祐司	グループホーム	介護サービス包括型共同生活援助 ソレイユ Y & M	今治市鯉池町3丁目2-26	令和7年2月1日

○愛媛県告示第179号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年3月14日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810600449	株式会社 ほのか介護移送訪問介護	愛媛県西条市丹原町田滝甲83番地	佐伯玉夫	居宅介護	株式会社ほのか介護移送訪問介護	愛媛県西条市丹原町池田1258番地8	令和6年12月9日
3810600449	株式会社 ほのか介護移送訪問介護	愛媛県西条市丹原町田滝甲83番地	佐伯玉夫	重度訪問介護	株式会社ほのか介護移送訪問介護	愛媛県西条市丹原町池田1258番地8	令和6年12月9日
3810600449	株式会社 ほのか介護移送訪問介護	愛媛県西条市丹原町田滝甲83番地	佐伯玉夫	行動援護	株式会社ほのか介護移送訪問介護	愛媛県西条市丹原町池田1258番地8	令和6年12月9日
3810600449	株式会社 ほのか介護移送訪問介護	愛媛県西条市丹原町田滝甲83番地	佐伯玉夫	同行援護	株式会社ほのか介護移送訪問介護	愛媛県西条市丹原町池田1258番地8	令和6年12月9日
3810500755	NPO法人サスケ工房	愛媛県新居浜市西町1番30号	白石光廣	就労移行	サスケ・アカデミー新居浜	愛媛県新居浜市西町1番30号1階	令和6年12月31日
3810201040	有限会社舞花	愛媛県今治市郷本町一丁目2番36号	鈴木孝年	居宅介護	居宅介護事業所 舞花	愛媛県今治市蒼社町二丁目2番43号	令和6年12月31日
3820200081	社会福祉法人 今治福祉施設協会	愛媛県今治市南宝来町1丁目9番8号	村上誠二	グループホーム	グループホームまきば	愛媛県今治市町谷甲688-12	令和7年1月31日

○愛媛県告示第180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、
吉田町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年3月14日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

○愛媛県告示第181号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和7年3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
呼吸器機能障害	内科	愛南町国保一本松病院	嶋本純也	南宇和郡愛南町一本松5056番地2	令和7年3月1日
心臓機能障害	循環器内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	堀江里佳子	東温市志津川	令和7年3月1日
音声・言語機能障害	リハビリテーション科	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	末松駿之介	宇和島市賀古町二丁目1番37号	令和7年3月1日
肢体不自由、音声・言語・じん臓・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	内科	医療法人誠志会砥部病院	山本一成	伊予郡砥部町麻生40番地1	令和7年3月1日

○愛媛県告示第182号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和7年3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内科	波方中央病院	近藤圭一	今治市波方町樋口甲1683番地1	令和7年2月10日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内科	波方中央病院	林正俊	今治市波方町樋口甲1683番地1	令和7年2月10日

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき令和7年1月11日から令和7年2月16日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

令和7年3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園（造園工事作業）

3級

受 検 番 号
B 1

金属溶解（鋳鉄溶解作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1

2級

受 検 番 号
A 甲 3

機械加工

特級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	B 1	B 2

機械加工（普通旋盤作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6	A 甲 8
A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 15
A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18			

工場板金（数値制御タレットパンチプレス板金作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 1

2級

受 検 番 号
C 1

機械検査（機械検査作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 4	C 6

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13
A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 19	A 甲 20
A 甲 21	A 甲 22	A 甲 25	A 甲 27	A 甲 29	A 甲 30
A 甲 31	A 甲 32	A 甲 34	A 甲 35		

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8

シーケンス制御（シーケンス制御作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 6	A 甲 7

3級

受 検 番 号
A 甲 1

半導体製品製造（集積回路チップ製造作業）

1級

受 検 番 号
C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7	A 甲 8
A 甲 9	A 甲 10	C 1	C 2	C 4	C 5

時計修理（時計修理作業）

1級

受 検 番 号
C 1

3級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 4

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 6	B 1

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7
A甲 8	A甲 10	A甲 11	A甲 12	A甲 13	A甲 14
A甲 15	A甲 16	A甲 17	B 1		

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

2級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2

建設機械整備

特級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	B 1	B 4	B 5

農業機械整備（農業機械整備作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 4	C 1	C 2

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7	A甲 10	C 3

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 4	A甲 7	A甲 8	A甲 10	A甲 11	A甲 14
C 1					

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 6	A甲 9	A甲 10	B 1
C 1					

3級

受検番号
A甲 1

婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）

1級

受 検 番 号
C 1

家具製作（家具手加工作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1 A甲 8	A甲 2 A甲 9	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7

プラスチック成形

特級

受 検 番 号
B 1

強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2

菓子製造（洋菓子製造作業）

2級

受 検 番 号
A甲 1

建築大工（大工工事作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 5	A甲 6

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 5 A甲 12	A甲 6 A甲 13	A甲 7 C 3	A甲 8 C 4	A甲 9	A甲 11

かわらぶき（かわらぶき作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3

配管（建築配管作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 6	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 5	A 甲 5	A 甲 8	A 甲 9	C 2	C 3

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12
A 甲 13	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21
A 甲 23	A 甲 24	A 甲 25	A 甲 27	A 甲 29	A 甲 30
A 甲 33	A 甲 34	A 甲 35			

配管（プラント配管作業）

2級

受 検 番 号
B 1

型枠施工（型枠工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 8
A 甲 11	A 甲 13	A 甲 14	B 1	B 2	B 3
C 4					

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 11	A 甲 12		

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）

1級

受 検 番 号
C 1

2級

受 検 番 号
C 1

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 5

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12
A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18
A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21	B 1		

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	B 1	B 2

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	B 1

防水施工（アスファルト防水工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事業業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 3	A 甲 2 C 4	A 甲 3	A 甲 4	C 1	C 2

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事業業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 13	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11

カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事業業）

1級

受 検 番 号
A 甲 1

ガラス施工（ガラス工事業業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 5	C 1	C 3

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 3	C 2

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 3	A 甲 2 C 5	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 7	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 12	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 11	C 2	C 3

3級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7	A 甲 8

塗装（鋼橋塗装作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 8	C 1	C 2	C 3	C 6

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 5	C 3	C 4	C 5	D 1

監 査 公 表

○公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年3月14日

愛媛県監査委員 高 田 健 司
 同 松 下 行 吉
 同 大 石 豪
 同 高 石 淳

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
医 療 対 策 課	令和6年9月10日
（監査の結果） 職員の不注意により公用車による事故が発生（2件）し、当該車両の毀損があり、県に多額の損害（596,823円）を与えた。	
（措置の内容） 自動車を運転する際には、交通違反や交通事故に細心の注意を払うように日頃から呼びかけているところであるが、今回の事故発生を受け、改めて課内職員に周知し注意喚起するとともに、機会あるごとに声掛けするなど安全運転意識の向上を図っている。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
産 業 政 策 課	令和6年8月28日
（監査の結果） 1 えひめ版応援金（第3弾、第4弾）の返還金について、令和5年4	

月27日付けの督促後、1年以上、催告等の対応が取られていないものがあるため、適切に債権管理するとともに、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に引き続き努められたい。

・収入未済額2,047,068円（滞納繰越分1,664,600円、現年度分382,468円）

2 職員の不注意により公用車による事故が発生（2件）し、相手方の人的被害があったほか、相手方車両及び当該車両の毀損があった。

（措置の内容）

1 適切な債権管理に努めるとともに、返還に応じない事業者については、引き続き、文書による督促など粘り強く返還を求めるとしてあり、経営状況が厳しく直ちに返還できない事業者には分割での返納を認めるなど、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に一層努める。

・収入未済額2,028,368円（滞納繰越分1,645,900円、現年度分382,468円）

（令和6年11月27日時点）

2 交通事故・違反防止について常日頃から十分注意するよう喚起しているところであるが、改めて全職員に対して職場研修を実施するなど、なお一層安全運転の徹底を促し、交通事故の防止に努めた。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
林 業 政 策 課	令和6年8月8日
（監査の結果） 職員の不注意により公用車による事故が発生（2件）し、相手方の人的被害があったほか、相手方車両及び当該車両の毀損があり、県に多額の損害（663,740円）を与えた。	
（措置の内容） 日頃から、所属職員に対しては、機会あるごとに交通ルールの遵守は	

もとより、安全運転の励行と事故防止について注意喚起しているところであるが、年間2件の事故が発生したことから、改めて全職員に対して、安全運転に関する注意喚起や交通違反及び交通事故防止に関する研修を実施し、職員に対する安全運転意識の高揚を図った。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 建 設 部	令 和 6 年 7 月 29 日
(監 査 の 結 果)	
職員の不注意により公用車による事故が発生（3件）し、当該車両及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害（768,542円）を与えた。	
(措 置 の 内 容)	
職員が公用車を運転する機会が多いため、日頃から注意喚起をしているところであり、当該事故を機に部内職員に対し、職場研修を実施するなど一層交通法規や運転マナーを遵守し、事故防止に努めるよう周知徹底を図った。	
また、事故を起こした職員本人には所属長から安全運転に努めるよう重ねて指導した。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 今 治 土 木 事 務 所	令 和 6 年 7 月 16 日
(監 査 の 結 果)	
職員の不注意により公用車による事故が発生（3件）し、当該車両の毀損があった。	
(措 置 の 内 容)	
主幹が「副安全運転者管理者講習（今治警察署）」を受講し、結果を所内にフィードバックするとともに交通法規遵守を呼び掛けた。	
事故多発を受け、講師を今治警察署交通課署員に依頼し、所内で交通安全講習を実施した。	
春と秋の交通安全運動、人事課からの通知、土木管理課（主管課）からの通知など機会ある毎に所内（各所属）で交通法規の遵守や交通事故・違反の根絶を呼び掛けた。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	令 和 6 年 7 月 25 日
(監 査 の 結 果)	
職員の不注意により公用車による事故が発生（1件）し、当該車両及び相手方工作物の毀損があり、県に多額の損害（1,562,220円）を与えた。	
(措 置 の 内 容)	
これまで自動車運転時には十分注意するよう職員に注意していたが、今般の事故を受け、不注意によるうっかりミスを防止するため、職員に対して改めて注意喚起を行ったほか、個々の職員の出張時に必ず声掛けを行っている。	
今後も朝礼の時間などを活用し、飲酒運転の根絶や交差点等における安全確認の徹底、出張の際は余裕を持った運転計画を立てること等、折にふれ注意喚起を行い事故の未然防止に努めることとしている。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 建 設 部	令 和 6 年 7 月 25 日
(監 査 の 結 果)	
1 職員の不注意により公用車による事故が発生（4件）し、当該車両及び相手方車両の毀損があったほか、県に多額の損害（3,103,249円）を与えた。	
2 過去（令和4年度財務）にも同様の指摘をしたところであるが、公用車（4台）の毀損があったにもかかわらず、発生日時および場所が確認できない状況であったことは管理上問題であるので、公用車の適正な運用管理について徹底されたい。	
(措 置 の 内 容)	
1 職員が公用車を運転する機会が多いため、平素から職員に対して交通法規を遵守するよう指導しているところであるが、なお一層安全運転の徹底を促し、交通事故防止に努める。	
2 公用車の使用については、平素から安全管理に留意し、毀損等があった場合は直ちに報告を行うよう指導しているところであり、運行前点検並びに運行後確認をさらに徹底し、異常の早期発見に努める。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 建 設 部	令 和 6 年 7 月 30 日
(監 査 の 結 果)	
職員の不注意により公用車による事故が発生（3件）し、当該車両の毀損があった。	
(措 置 の 内 容)	
職員が公用車を運転する機会が多いため、平素から職員に対して機会あるごとに交通法規の遵守、交通事故防止の注意喚起を行っている。	
今後も、安全運転の徹底及び交通事故防止になお一層努めることとする。	
なお、毀損した公用車については、使用職員の故意又は重大な過失は認められないことから、公費で車両の修理を行った。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 大 洲 土 木 事 務 所	令 和 6 年 7 月 18 日
(監 査 の 結 果)	
1 職員の不注意により公用車による事故が発生（5件）し、当該車両等の毀損があった。	
2 過去（令和4年度財務）にも同様の指摘をしたところであるが、公用車（2台）の毀損があったにもかかわらず、発生日時および場所が確認できない状況であったことは管理上問題であるので、公用車の適正な運用管理について徹底されたい。	
(措 置 の 内 容)	
1 職員が公用車を運転することが多いため、平素から機会あるごとに、職員に対し交通法規の遵守と交通事故の未然防止に努めるよう注意喚起を行っているところであるが、なお一層安全運転の徹底を促し、交通事故防止に努める。また、公用車の適正使用について周知を行い、事故発生や異常発見時には速やかに報告するよう指示した。今後も機会あるごとに公用車の安全運転と適正管理の周知徹底を図っていく。	

2 公用車の適正な運用管理については、管理職からの周知のほか、使用者が「自動車使用伺」に車体の損傷の確認時刻を記載し、確認の際に異常を発見した場合はすみやかに庶務に報告することに加え、庶務が定期的に点検し、適正使用について注意喚起をする。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
計 量 検 定 所	令和6年5月8日
<p>(監査の結果)</p> <p>職員の不注意により物品事故が発生(1件)し、所が所有している物品及び業者から預かっていた物品の毀損があり、県に多額の損害(997,480円)を与えた。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>吊りはかりの検査を行う際に発生した事故であり、今後は検査対象となる計量器の特性や作業内容に応じた安全かつ適切な機器を使用するとともに、検査場に機器を使用する際の注意事項の掲示や作業開始前における注意喚起の徹底、業務上の安全点検の再確認を行い再発防止に努める。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
農 林 水 産 研 究 所 (水産研究センター・栽培資源研究所)	令和6年5月24日
<p>(監査の結果)</p> <p>職員の不注意により発生した火災により、物品(実験機器4台)の毀損があり、県に多額の損害(3,745,700円)を与えた。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>今回の火災事故は主に実験器具取扱い中の不注意が原因と考えられることから、事故後、所属全職員に対し物品(実験器具及び薬品)の適正管理及び損傷防止について所内研修を行い、注意喚起するとともに、安全に試験を実施するための注意点等について指導徹底した。引き続き再発防止に努めてまいりたい。</p> <p>なお、今回の事故は、職員の不注意により発生したものであるが、故意または重大な過失は認められないため、実験機器4台の廃棄および処分代を県費により支出した。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
大 洲 農 業 高 等 学 校	令和6年2月22日
<p>(監査の結果)</p> <p>愛媛県立大洲農業高等学校本館等外壁等修繕について、予定価格の算定を誤り、共通仮設費に計上すべき経費を直接工事費に計上する等したため1,760,000円過小に、直接工事費の算定に対象外の諸経費を計上したため1,134,100円過大となった。これらにより、予定価格に計2,894,100円の過誤があった。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>当校には建築職員が不在のため、事務職員が専門職員に十分確認ができないまま事務を執行したこと、また、他の職員の内容確認も不十分だったことにより、予定価格の算定に誤りがあった。今後は、算定の際複数職員による確認及び予算主管課に確認することを徹底し、再発防止に努めたい。</p> <p>なお、当該修繕については、正しい予定価格を再計算したところ、入札等に影響がないことを確認した。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
内 子 高 等 学 校	令和6年2月2日
<p>(監査の結果)</p> <p>生徒が作成したオリジナルストラップの販売について、販売方法や売上金の取扱いを含め、実施方法を検討することなく事業を進める等、著しく適切を欠いた会計事務処理をしていた。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>オリジナルストラップの売上金については、令和6年3月18日に調定処理を行い、適切に収納した。</p> <p>また、公費を扱う各事業においては、校内教職員間で十分な事前協議を行い、施行に当たっては担当教職員だけでなく、決裁者においても今以上に事業進捗状況や会計事務処理を確認することとした。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
新 居 浜 特 別 支 援 学 校	令和6年2月22日
<p>(監査の結果)</p> <p>職員の不注意により公用車(スクールバス)による事故が発生(1件)し、当該車両及び相手方工作物(民家庇部分)の毀損があり、県に多額の損害(518,023円)を与えた。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>公用車(スクールバス)による校外学習等の運行を東予地区のみとし、不慣れた道路での運転を制限した。また、運転員と担当職員との連携を密にし、服務心得等を再三にわたり指導することで、安全運転・安全運行を促し、結果無事故・無違反を続けている。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
四 国 中 央 警 察 署	令和6年2月22日
<p>(監査の結果)</p> <p>職員の不注意により警察車両による事故が発生(3件)し、当該車両の毀損があった。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>職員の警察車両による交通事故については、次の施策で事故防止を図っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 事故防止教養の徹底 朝礼、研修会等において、幹部からその日の天候等を踏まえた交通事故防止の教養、事故統計に基づいた再発防止に対する教養、防衛運転の励行を継続して実施し、職員への浸透を図っている。 事故防止意識の高揚 朝礼時に、交通事故防止に関する一口講義を実施している。また、署独自の教養資料を作成するなど、職員の交通事故防止意識の高揚を図っている。 同乗者による確認の徹底 走行時による安全確認や後退時による確実な誘導の徹底を図り、不注意による事故等の防止に努めている。 車両点検の徹底 公用車の日常点検整備を行い異状の有無を確認するとともに、週1回(月曜日)は幹部立会の車両点検日を設け公用車両の適正管理の徹底を図っている。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
新 居 浜 警 察 署	令 和 6 年 2 月 19 日

(監査の結果)
 職員の不注意により警察車両による事故が発生(7件)し、当該車両の毀損があった。

(措置の内容)
 職員による警察車両の交通事故防止のため、朝礼、定例研修会等において署長、副署長から指導、教養を行うとともに、署独自の教養資料「国領」、警察本部作成の教養資料及び安全運転指導者からの交通事故防止の留意事項を全署員へ電子回覧するなどして、交通事故防止意識の高揚を図っている。

また、運転前の車両点検を確実に実施して車両に異常がないか確認するなど、公用車の適正な管理に努めるとともに、交通事故防止に取り組んでいる。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
西 条 警 察 署	令 和 6 年 2 月 22 日

(監査の結果)
 職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、当該車両の毀損があった。

(措置の内容)
 事故発生時に、該当職員に対し幹部が指導教養し事故防止を再徹底した。

また、日頃から朝礼で副署長等が事故防止について教養を実施している。

若手警察官には、新任教養や育成プログラム時に二輪車・四輪車運転訓練を実施し、事故防止教養を行った。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今 治 警 察 署	令 和 6 年 2 月 22 日

(監査の結果)
 職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、当該車両の毀損があった。

(措置の内容)
 職員による警察車両の交通事故防止については、次の施策を実施している。

1 指導教養の徹底
 朝礼、定例研修会等の各種機会を通じて、職員の交通事故発生状況を踏まえ、再発防止を含めた交通事故防止教養を繰り返し実施している。

また、教養資料の発出や交通事故防止に関する朝礼時のスピーチを実施する等、職員の交通事故防止意識の高揚を図っている。

2 実践的な交通事故防止教養及び訓練の実施
 署員に対する交通事故形態分析に基づく交通事故防止教養、実践的個別指導及び新人警察官に対する運転訓練等実践的な交通事故防止訓練を繰り返し実施している。

3 車両点検の徹底
 点検漏れがないよう朝礼等で点検要領を教養し、運転前に車両の日常点検を確実に実施することで、正常な状態で安全運転ができるよう

にするとともに、運転者自身の安全意識の向上を図っている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 東 警 察 署	令 和 6 年 2 月 22 日

(監査の結果)
 職員の不注意により警察車両による事故が発生(6件)し、当該車両及び相手方工作物の毀損があった。

(措置の内容)
 職員による警察車両の交通事故防止については、次の施策を実施している。

1 交通事故再発防止対策の実施
 交通事故を惹起した職員に対して再発防止対策として、実技訓練はもとより、事故の原因となった行動やこれまでの運転方法について、当事者自身に検証させて再発防止に向けた自己方策等を自らに考えさせている。

2 指導教養の徹底
 天候・季節に応じた交通事故防止、職員の交通事故発生状況事例、事故形態分析による再発防止、防衛運転の励行、緊張感をもった余裕のある運転等を朝礼、定例研修会等における全体教養及び交通課発出の教養資料により教養を継続して行っており、特に、警ら用務や緊急走行等により運転の機会が多い地域課においては、地域課員への交通事故防止教養を署独自に実施する等、より高い交通事故防止意識の醸成に努めている。

3 実践的な事故防止訓練等の実施
 卒配直後や経験年数の浅い若手警察官を対象とし、指導員等による安全運転に必要な知識・技能を習得させるための運転実技訓練を実施している。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 南 警 察 署	令 和 6 年 2 月 22 日

(監査の結果)
 職員の不注意により警察車両による事故が発生(7件)し、当該車両の毀損があった。

(措置の内容)
 職員による警察車両の交通事故防止対策については、警察本部警務部教養課により実施されているものも含め、次の施策を実施している。

1 事故防止教養の徹底
 朝礼、研修会、幹部会議等の機会を捉えて署長、副署長、交通課長等から悪天候時の運転や最近の交通事故発生状況、事故形態や原因等を踏まえた注意喚起、防衛運転の指示、交通事故の再発防止教養を継続して実施している。

また、研修会において映像を観ながら危険予測を行うKYT(危険予測トレーニング)を交通課長が実施した。

2 事故防止意識の高揚
 全職員に対し交通事故防止川柳を作成させ、優秀作品の投票を実施するなど職員の交通事故防止について再認識するとともに意識の高揚を図っている。

3 事故防止訓練等の実施
 署独自の教養として、管内の自動車教習所施設を借用し、事故当事者や若手職員等を対象とした二輪車・四輪車の運転実技訓練を行うことで、職員の運転技能及び交通事故防止意識の向上を図っている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
大 洲 警 察 署	令和6年2月20日
(監査の結果) 職員の不注意により警察車両による事故が発生(4件)し、当該車両及び相手方工作物の毀損があった。	
(措置の内容) 職員の交通事故防止対策は警察本部警務部教養課により実施されているものも含めて次の施策により事故防止を図っている。 1 交通事故防止教養の徹底 朝礼や定例研修会等において幹部職員から天候や季節特有の気象状況に応じたタイムリーな事故防止教養を繰り返し行うことで指示の徹底を図るとともに必要な都度、教養資料を発出し、自己防衛運転に対する安全意識の高揚に努めている。 2 実践的な事故防止訓練等の実施 運転経験の浅い若手警察職員に対し、二輪車の車両点検要領や運転要領の実技訓練を行い、運転技術の早期習得及び安全運転に対する意識の向上を図っている。 3 交通事故再発防止対策の実施 交通事故を惹起した職員に対して幹部による面接、実技訓練の実施、係全員による小集団検討会などの教養を行い、当事者自身に自らの運転方法について改めて考えさせ、再発防止に向けた意識の向上を図っている。 4 車両運行前点検の実施 車両運行前に、車両の灯火装置等の確認、タイヤ周りの点検など基本点検を確実に実施し、車両の適正管理に努めている。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
西 予 警 察 署	令和6年2月15日
(監査の結果) 職員の不注意により警察車両による事故が発生(3件)し、当該車両の毀損があった。	
(措置の内容) 職員の警察車両による交通事故対策は、警察本部警務部教養課により実施されているものも含め、次の施策を積極的に実施している。 1 交通事故防止教養の徹底 全体朝礼、定例研修会及び拡大幹部会等の各種機会を捉えて、署員に対し幹部から他所属で発生した交通事故等についても具体的事例を交えて、薄暮時や雨天時など気候や天候に合わせた交通事故防止教養、指示を継続して実施している。また、交通事故、車両損傷発生時の報告・連絡の徹底についても繰り返し指示を実施している。 2 交通事故防止意識の醸成 交通事故防止に関する署員用教養資料を交通課で作成し、全署員に電子回覧することで、交通事故防止を意識付けし、交通事故防止対策を図っている。 3 交通事故再発防止対策の実施 交通事故を惹起した職員に対し、再発防止を図るため、幹部面接、事故方策(レポートの提出)、公用車を利用した実技指導、係全員による小集団検討会等を実施することで、交通事故の原因や運転方法等について考えさせている。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
愛 南 警 察 署	令和6年2月22日
(監査の結果) 職員の不注意により警察車両による事故が発生(3件)し、当該車両及び相手方車両の毀損があった。	
(措置の内容) 当署では日頃から各種事故防止対策を継続して行っているが、今回の交通事故(3件)の発生を受け、さらに再発防止策として、 1 朝礼、幹部会議等における交通事故防止教養の実施 2 対象職員に対する幹部面接、実技指導の実施 3 事故防止をテーマとした小集団検討会の開催 4 対象職員による事故方策(レポート)の提出 等を速やかに実施し、全職員に対する交通事故防止意識の醸成及び運転技能の向上等を図り、再発防止に努めている。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
公 営 企 業 管 理 局	
総 務 課	令和6年6月17日
発 電 工 水 課	令和6年6月17日
県 立 病 院 課	令和6年6月17日

(監査の結果) 1 工業用水道事業 (1) 西条地区工業用水道事業については、長期借入金と企業債を合わせると188億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、今後も、企業立地の促進支援や既受水企業等への売水促進活動の更なる強化等による新たな水需要の開拓に一層努めるとともに、厳しい財政状態に鑑み、引き続き事業運営の合理化・効率化に取り組み、経営基盤の安定化に努められたい。 2 病院事業 (1) 令和5年度には看護師採用試験を4回実施したほか、「県立病院看護師確保プロジェクトチーム」を設置するなど看護師確保対策を強化しているが、就職辞退者の発生や離職者の増加などにより、依然として県立病院の看護師不足は深刻な状況が続いていることから、今後とも看護師確保対策について一層の努力が望まれる。 (2) 前年度と比較して、当年度の入院患者数は増加したものの、外来患者数が大幅に減少したことや、新型コロナウイルス感染症が2類感染症から5類感染症に移行されたことにより、病床確保に対する国からの財政支援が大幅に減額されたことなどから、経常利益については、前年度を56億9,733万円下回り、32億8,294万円の経常損失を計上している。 また、累積欠損金は197億円に上り、企業債306億円や一般会計等からの長期借入金87億円など、負債が資産を上回る債務超過の状況になっており、依然として厳しい財政状態が続いている。 病院事業を取り巻く環境は、医師や看護師の不足などを背景に厳しい状況にあると思われるが、中央・今治・南宇和・新居浜の4病院が、「第2次愛媛県立病院中期経営戦略」に基づく公立病院経営強化に向けた取組や本県の地域医療構想を踏まえながら、地域の中核病院として高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、引き続き経営健全化に努められたい。	
(措置の内容) 1 工業用水道事業 (1) 西条地区工業用水道事業については、経営基盤の安定化を図るた	

め、県や地元市の企業立地所管部署とも連携した「西条地区工業用水売水促進班」の活動を通じ、引き続き工業用水の需要拡大に努めているところであり、今後も事業が安定的に継続できるよう取り組んでまいります。

2 病院事業

- (1) 県立病院が県民医療の最後の砦として、引き続き、質の高い医療提供体制を確保していくためには、実働看護師の確保対策が不可欠であることから、看護師養成校への働きかけの強化や採用試験制度の見直し等を行い、受験者の増加に取り組むとともに、採用試験合格者向けの交流会を新たに開催して、就職に関する不安を払拭するなど、就職辞退者の減少にも取り組んでいる。

また、臨床心理士を新たに配置し、新人看護師や希望する職員を対象としたカウンセリングを行うなど、メンタル面でのサポートを強化するとともに、特定の職員に負担が偏らないように夜勤制度の見直しを行うなど、看護師の負担軽減にも取り組んでいるところであり、採用者の増加と離職者の防止の両面から、実働看護師の確保に取り組むこととしている。

- (2) 公営企業管理局では第2次愛媛県立病院中期経営戦略（令和3年度～9年度）に基づき、健全経営の確保と病院ごとの役割・機能に応じた経営体質の強化を図っているところである。

さらに、令和5年度末に、中期経営戦略に収支改善計画を盛り込み、看護師確保対策を最優先課題として取り組むことで入院患者数を回復させるとともに、在院日数の適正化や地域の医療機関との連携強化、診療材料費等の調達コストの効率化などの取組みを進めることで、健全経営の早期確保を目指すこととしている。

今後とも、医療提供体制の充実と経営の健全化の両立に努め、県民医療の最後の砦である県立病院としての使命を果たしてまいります。

栄養教員	令和7年7月19日(土)から20日(日)まで	松山北高等学校 (松山市文京町4番地1)
------	------------------------	-------------------------

(2) 県外会場

区 分	期 日	場 所
全区分	令和7年7月19日(土)から20日(日)まで	天満研修センター (大阪府大阪市北区錦町2番21号)

- 注1 試験区分間の併願は、認めない。
- 注2 中学校教員（保健体育）の試験区分によって選考した者は、本人の希望に基づき小学校（体育専科教員）に配置することがある。
- 注3 場所等を変更することがある。

2 第2次選考試験

第2次選考試験の詳細は、第1次選考試験に合格した者（大学3年生等特別選考で第1次選考試験に合格した者を除く。）に通知する。

3 受験申込受付期間

令和7年4月4日（金）から5月30日（金）まで

4 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号のいずれにも該当しない者

- (2) 昭和41年4月2日以降に出生した者

大学3年生等特別選考により志願する者にあつては、昭和42年4月2日以降に出生し、令和7年5月30日時点において大学3年生等（大学、大学院、短期大学及び専門学校における標準的な修業年限の最終年次の1年前の年次をいう。）であるもの

- (3) 試験区分に相当する教員免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を有する者又は令和8年3月31日までに当該免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの（社会人特別選考により志願する者にあつては、試験区分に相当する教員免許状（臨時免許状を除く。）を有しない者で、令和8年3月31日までに愛媛県教育委員会が実施する教育職員検定に合格し特別免許状の授与が見込まれるもの）

大学3年生等特別選考により志願する者にあつては、令和9年3月31日までに試験区分に相当する教員免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を取得する見込みのもの

- 注 大学3年生等特別選考により志願する者は、令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（前期選考試験）にあつては、第1次選考試験のみ受験することができ、当該試験の合格者は令和9年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（前期選考試験）において大学3年生等特別選考（通過者対象）を申請することにより、第1次選考試験を免除する。

5 受験申込手続及び試験方法

令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項（以下「志願要項」という。）を参照すること。

6 志願要項及び出願関係用紙の入手方法

愛媛県のホームページからダウンロードし、印刷すること。

なお、上記によることができない場合には、下記まで問い合わせること。

教育委員会公告

○公 告

令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（前期選考試験）の実施について

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（前期選考試験）を次の要領で実施する。

令和7年3月14日

愛媛県教育委員会

教育長 高岡 哲也

1 第1次選考試験の区分、期日及び場所

(1) 県内会場

区 分	期 日	場 所
小学校教員	令和7年7月19日(土)から20日(日)まで	松山市立城西中学校 (松山市竹原三丁目19番35号)
中学校教員 (各教科)	令和7年7月19日(土)から20日(日)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)
高等学校教員 (各教科)	令和7年7月19日(土)から20日(日)まで	松山北高等学校 (松山市文京町4番地1)
特別支援学校教員 (小学部) (中学部(各教科)) (高等部(各教科))		
養護教員	令和7年7月19日(土)から20日(日)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)

< 問合せ先 >

志 願 種 別	宛 先
小学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
中学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942
高等学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
特別支援学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話(089)912 2952
養護教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942

栄養教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話(089)912 2952
---------	--

7 その他

小学校教員、中学校教員、高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者を対象に現職教員特別選考を、高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者を対象に教職経験者特別選考を後期選考試験において実施する。ただし、前期選考試験の受験申込みをしていない者に限る。

詳細は、志願要項のほか、別途定める「令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験後期選考試験実施要項」(8月下旬公表予定)を参照すること。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第1号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月14日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯 鈴 乃

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織犯罪対策課)</p> <p>第41条 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪の対策に関する</u>こと。</p> <p>(3)~(8) 省略</p> <p>(<u>落とし物センター</u>)</p> <p>第63条の2 会計課に、<u>落とし物センター</u>を附置する。</p> <p>2 <u>落とし物センター</u>は、第28条第6号の事務をつかさどる。</p> <p>3 <u>落とし物センター</u>に、センター長を置き、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。</p> <p>4 センター長は、上司の命を受け、<u>落とし物センター</u>の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p> <p>(特殊詐欺対策室)</p> <p>第72条の3 省略</p> <p>2 <u>特殊詐欺対策室は、第41条第2号の事務をつかさどる。</u></p> <p>3・4 省略</p>	<p>(組織犯罪対策課)</p> <p>第41条 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>特殊詐欺対策</u> <u>_____</u> に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3)~(8) 省略</p> <p>(<u>落とし物コールセンター</u>)</p> <p>第63条の2 会計課に、<u>落とし物コールセンター</u>を附置する。</p> <p>2 <u>落とし物コールセンター</u>は、第28条第6号の事務をつかさどる。</p> <p>3 <u>落とし物コールセンター</u>に、センター長を置き、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。</p> <p>4 センター長は、上司の命を受け、<u>落とし物コールセンター</u>の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p> <p>(特殊詐欺対策室)</p> <p>第72条の3 省略</p> <p>2 <u>特殊詐欺対策室は、第41条第1号、第2号及び第4号の事務のうち、特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪の抑止及び捜査に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>3・4 省略</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和7年3月14日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,101,320
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,027
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 237,665

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	42,399	14,133

南宇和郡	16,708	5,570
松山市・上浮穴郡	425,587	137,598
今治市・越智郡	129,990	43,330
宇和島市・北宇和郡	69,542	23,181
八幡浜市・西宇和郡	33,135	11,045
新居浜市	94,701	31,567
西条市	86,853	28,951
大洲市・喜多郡	46,388	15,463
伊予市	29,882	9,961
四国中央市	69,049	23,017
西予市	29,341	9,781
東温市	27,745	9,249

○愛媛県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和7年3月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

1 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	公職の種類（第1号）	届出年月日
	代表者	会計責任者			
自由民主党愛媛県参議院選挙区第一支部	山口由佳	松田直美	松山市東雲町2-7	参議院議員	令和7年2月14日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類（第2号）	届出年月日
	代表者	会計責任者				
うへの由佳後援会	松田直美	大井健史	松山市北条20-139	山口由佳	参議院議員	令和7年2月14日

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
竹内ゆみこ後援会	竹内秀明	竹内秀明	八幡浜市日土町八番耕地308-5	令和7年2月4日
山本みさ後援会	山本美佐	山本美佐	南宇和郡愛南町城辺乙526	令和7年2月10日
程内さとし後援会	節安秀夫	兵頭幸	北宇和郡鬼北町大字小松1536	令和7年2月12日
岡ゆうじ後援会	岡雄次	菊地真衣子	南宇和郡愛南町岩水1010	令和7年2月20日

○愛媛県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和7年3月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県土地改良支部	篠原 実	主たる事務所の所在地	松山市安城寺町145 - 20	松山市枝松六丁目6 - 24	令和7年2月1日
		会計責任者	門田 初世	菊地 多美江	
自由民主党新居浜支部	近藤 司	代表者	近藤 司	大石 豪	令和7年2月19日
		会計責任者	藤田 誠一	小野 辰夫	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
日本臨床検査技師連盟愛媛県支部	石村 悦哉	代表者	石村 悦哉	高村 好美	令和6年7月1日
		会計責任者	篠原 由佳	和泉元 雅子	
新社会党愛媛県本部	高橋 章哲	代表者	高橋 章哲	真鍋 知巳	令和6年9月8日
橋本だいき後援会	橋本 大樹	主たる事務所の所在地	今治市旭町四丁目4 - 4	今治市阿方甲553 - 7	令和7年1月31日
愛媛県土地改良政治連盟	篠原 実	主たる事務所の所在地	松山市安城寺町145 - 20	松山市枝松六丁目6 - 24	令和7年2月1日
		会計責任者	門田 初世	菊地 多美江	
おのうえ正久後援会	河内 絃一	主たる事務所の所在地	喜多郡内子町内子2544	喜多郡内子町内子1934	令和7年2月1日
幸福実現党松山後援会	伊東 征紀	会計責任者	吉原 由起子	濱石 昭	令和7年2月15日
古谷たかひろ後援会	古谷 崇洋	主たる事務所の所在地	伊予郡砥部町宮内454 - 3	伊予郡砥部町拾町362	令和7年2月18日

○愛媛県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和7年3月14日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 三好賢治

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
日本維新の会衆議院愛媛県第2選挙区支部	梶野 耕佑	令和7年1月31日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
山地みちかず後援会	赤星光毅	令和6年12月31日
梶野こうすけ後援会	梶野 耕佑	令和7年1月31日

田中繁則後援会	田中繁則	令和7年1月31日
福岡ひろゆき後援会	福岡浩之	令和7年2月20日

○愛媛県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和7年3月14日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 三好賢治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
梶野 耕佑	梶野こうすけ後援会	令和7年1月31日